

地研通信

発行人 岩田 俊二
編集人 島内 高太
発行所 三重短期大学
地域問題研究所
津市一身田中野157番地
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

2010年 地域問題研究所研究員

(研究期間2010年4月～2011年3月)

研究員

雨宮 照雄	「財政情報の開示と活用」
茂木 陽一	「近世～近代の三重県域における旅籠・茶店の研究」
楠本 孝	「『外国人住民』とは何か」
山川 和義	「三重県における労働・雇用問題に関する政労使の取り組み」
島内 高太	「自動車リサイクル企業の現状と課題」
岩田 俊二	「伊賀市農村集落の特徴的景観の分析に関する研究」
長友 薫輝	「地域医療政策における自治体の役割と課題」
木下 誠一	「福祉施設マネジメントと施設設計デザインの新しい動向と課題」
平尾 竜一	「新しい時代における社会福祉施設マネジメントのコンピテンシーの基礎論的検討」
梅澤 眞樹子	「津市における乳幼児を持つ母親に対する食意識アンケート調査」
	「津市における乳幼児を持つ母親の食意識について」(奨励研究テーマ)
駒田 亜衣	「特定健診のデータ解析と有効な保健指導のあり方に関する研究」

2010年度 地研運営体制 (2010年4月1日現在)

所長	岩田 俊二
会計担当	南 有哲 (生活科学科 地研運営委員)
年報担当	茂木 陽一 (法経科 地研運営委員)
通信担当	島内 高太
HP担当	雨宮 照雄
交流集会担当	駒田 亜衣

所員 本学の専任教員は研究所の所員となります。

研究員 研究員は、研究費の支給を受けて、自ら設定したテーマについて地域に関する自主研究に従事します。(研究期間2010年4月～2011年3月)

【研究概要】

研究者名 (共同研究者名)	研究テーマ	研究概要
雨宮 照雄	財政情報の開示と活用	地方自治体は、財政健全化法施行に伴い四つの健全化判断比率の算定が義務づけられた、また、公会計改革に伴いバランスシートなど四つの財務諸表の作成・公表が求められている。これらは、地方自治体の財政状況の開示という点では大きな前進であるが、反面、これらを財政運営にどのように活用していくかについては、必ずしも研究者や財政担当者間で合意が得られているとはいえない。本研究では、財政情報の開示と活用において健全化判断比率と公会計改革が持っている意義、効果、あるいは限界について分析する。特に、三重県及び県下市町を対象にして具体的に検討をする。
茂木 陽一	近世～近代の三重県域における旅籠・茶店の研究	近世～近代初期(おおむね鉄道網の完成以前)の三重県域は、東海道・伊勢街道(参宮街道)を基軸として、宿場・飛脚・旅宿などの発達した地域である。とりわけ庶民の旅である伊勢参宮の道者達が利用した旅籠・茶店で発展した料理や饅頭などの茶菓子類についての調査・史的な確定を行い現在の「餅街道」文化の成立を考察していく。
楠本 孝	「外国人住民」とは何か	2009年7月に入管法・入管特別法・住基法の改正が行われ、外国人登録法を廃止して外国人も「外国人住民」として日本人とともに住基法の対象とされることになった。そこでこの「外国人住民」とは何を意味するのかを研究する。
山川 和義	三重県における労働・雇用問題に関する政労使の取り組み	本研究では、三重県において労働・雇用問題に政労使が現にどのような取り組みをしているかについて分析し、今後の課題を提示するものである(対象は当該年度または、昨年度の取り組みとする)。
島内 高太	自動車リサイクル企業の現状と課題	産業・企業の研究において、製品の生産にかかわる動脈部に加えてリサイクルや適正処理を担う静脈部の企業研究が求められてきている。環境問題に対する産業・企業の対応を研究するためにはメーカーの環境経営とリサイクル企業の事業の双方を視野に入れる必要がある。この研究では、リサイクル企業に焦点を絞り、その事業の特徴や課題を調査する。
岩田 俊二	伊賀市農村集落の特徴的景観の分析に関する研究	伊賀市の3つの農村集落を対象にして、農村地域の保存すべき景観や修復すべき景観を分析しタイプ化することによって、農村地域において策定される「景観計画」のための基礎的資料を得ることを目的とする。
長友 薫輝	地域医療政策における自治体の役割と課題	医療供給体制のみならず地域居住の医療ニーズをふまえた地域医療の充実を保健・社会福祉分野を含めた総合的な地域づくりの一環として行う必要があると考えている。この考えのもとに調査研究を実施したい。 <p style="text-align: right;">研究協力者(中井加代子:生活科学科助手)</p>

<p>木下 誠一 (平尾竜一) 本学生活科学科 (横溝一浩) 静岡福祉大学</p>	<p>福祉施設マネージメントと施設設計デザインの新しい動向と課題</p>	<p>措置から契約の時代に入り、福祉施設経営はユーザーから選ばれることと同時に情報公開と説明責任が求められる新しいフェーズに突入した。施設経営に携わるものは新しいに即応すべく、開始していることはその業界紙が伝えるところである。ところで、施設経営に何よりも必要な要素のひとつは、その福祉観である。経営者の福祉観を反映した施設設計が行われ、そのハードウェアにそって、援助が展開されることはまぎれのない事実である。その証作が、近年の高齢者施設に提唱される「ユニットケア」であり、高齢者と乳幼児、また高齢者と障害者を同時にケアする「共生ホームモデル」などに示されたよう。そこで、近年の施設設計における福祉観の反映の動向を概観しつつ、その課題を検討したい。</p>
<p>平尾 竜一 (加藤あけみ) 静岡福祉大学 (横溝一浩) 静岡福祉大学</p>	<p>新しい時代における社会福祉施設マネージメントのコンピテンシーの基礎論的検討</p>	<p>措置から契約の時代に入り、福祉施設経営はユーザーから選ばれることと同時に情報公開と説明責任が求められる時代に突入したことは衆目の一致するところである。また、近年の経済社会の新しい段階では雇用調整的リストラからリセッション社会という。現下の産業社会が直面する危険水域に突入した様相であるが、それでもなお雇用調整は福祉労働市場へと向かわない。それは顕著化する介護福祉士の離職率だけのすうちばかりではなく、失業者でさえも介護福祉施設を回避する形へと静かに社会を浸食しつつある。そこで、持続可能な事業体のマネージメントを探る方途としての「ケーススタディ」という探求方法がこの矛盾を回避する一助となるのか、否かという点を福祉経営論的に検証する、また、同時に、施設経営に必須とされるコンピテンシーとは何かを検討することにつながろう。</p>
<p>梅澤 眞樹子 (浅井優子) 津市栄養士連絡会 (竹西亜古) 兵庫教育大学 (駒田亜衣) 本学生活科学科</p>	<p>津市における乳幼児を持つ母親に対する食意識アンケート調査</p>	<p>乳幼児を持つ母親に離乳食や幼児食の与え方や自身の食意識をアンケートによって調査し、子どもへの食事の与え方が母親の食意識とどのような関わりをもつのかを分析し、その結果をもとに子どもや母親への支援の方法を考える。</p>
<p>駒田 亜衣</p>	<p>特定健診のデータ解析と有効な保健指導のあり方に関する研究</p>	<p>三重県津市の特定健診データから、性別、年代別、地域別に分類した特徴を見出し、有効な保健指導のあり方について明らかにすることを目的とする。2008年度より継続している研究であり、今年度はデータの経年変化を解析することによってどういった保健指導がより有効であったかを具体的に明らかにすることができる。</p>

【奨励研究】

<p>梅澤 眞樹子</p>	<p>津市における乳幼児を持つ母親の食意識について</p>	<p>乳幼児の離乳期における食生活は、その後の子どもの発達に大きな影響を与えると考えられる。そのために離乳食を与える母親の食の知識や関心度は大変重要であり、指導する栄養士は母親に対してどのような適切な支援を行えばよいかを常々模索している。今回の研究は、子どもへの食事の与え方や、母親自身の食意識についてアンケート調査を行い、現在の母親の食意識が子どもの食生活にどのように影響しているかを分析し、今後の母親への支援方法に生かしたいと考えている。</p>
---------------	-------------------------------	---

企業の社会的責任を考える

島内 高太

はじめに

2年前、市民向け公開講座である三重アカデミックセミナー2008⁽¹⁾において、「企業の社会的責任を考える」と題する報告を行った。そこでは、企業が果たすべき社会的責任の内容、社会的に責任ある企業経営のあり方、企業の社会的責任をめぐる日本企業の現状などについて取り上げた。本稿では、地域の方々から「企業の社会的責任」というテーマについて考えるための話題提供を意図して、その内容を再整理してみたいと思う。

日常生活において、私たちの多くは、企業が生産・販売するものを消費して暮らし、その「稼ぎと勤め」（収入、生きがい、居場所）を企業に依存している。また、私たちが暮らす地域の産業・雇用、税収、環境といった問題も企業活動から大きな影響を受ける。このように、企業は市民生活に大きな影響を与えるという意味できわめて社会的な存在であり、本来的に社会的責任を担うべき存在だといえよう。それにもかかわらず、企業不祥事など企業の反社会的行為が後を絶たない現状がある。それを反映してのことか、経済広報センター「生活者の“企業観”に関する調査報告書」（2008年4月）によれば、企業に対する市民の信頼は大きく減じているという。まさに、企業の存在意義が問われている。

では、現代企業が果たすべき社会的責任とは何だろうか。その要点は、企業が、付加価値を生み出す経営活動そのものを社会・環境との共生という観点から革新していくことにある。このことの意味を、以下で検討していきたい。

1. 企業が果たすべき社会的責任とは何か？

企業と社会の関係を検討し、企業が果たすべき「社会的責任」について考えてみよう。

まず企業の基本的な役割を考えると、それは社会が必要とする財・サービスを提供することにある。つまり企業は、社会的に有用な存在でなくてはならない。しかし資本主義経済においては、社会が必要とする財・サービスの提供は、個別企業の営利活動として、利潤動機に基づいた市場競争を媒介に展開されている。こうした意味では、企業は私的営利性を追求する存在でもある。

次に注目したいのは、企業の事業活動は社会のなかの様々な主体との結びつきによってはじめて成り立つということである。様々な主体とは、株主、消費者、従業員、地域住民など社会を構成する主体のことである。企業の活動と直接的・間接的にかかわりを持ち、企業に対してそれぞれ固有の要求・権利を有するこれらの個人・集団を、経営学ではステークホルダーと呼んでいる。もし企業がその社会的有用性を高めて持続的に発展しようとするならば、これらステークホルダーとの間に互恵的な関係を構築することが必要になる。ところが資本主義的企業経営には私的営利性という側面があるから、そこに一定の制約が加えられなければ、ステークホルダーの要求・権利を犠牲にしてでも私的利益を追求しようとする企業がでてくる可能性は残る。

以上のことを踏まえれば、企業と社会のより良い関係の構築のために、企業は、多様な要求・権利を持つステークホルダーの集合体である社会の一部として活動しなければならないことになる。つまり企業は、社会を構成するステークホルダーの多様な要求・権利を踏まえた経営を行うこと、社会・環境との共生という観点から自らの経営を制御していくことが必要になる。これが企業の社会的責任の要点ではないだろうか。今日、「持続可能な社会」の構築や地球環境の保全が社会的課題となっているから、上記の意味での社会的責任を果たせる企業こそが、かえって長期的には発展可能性があるとも言えよう。

ところが現実には、短期的な視点から私的利益の追求のみに奔走し、ステークホルダーを犠牲にするケースも見られる。例えば「企業不祥事」として報道される企業犯罪がそれである。ここでは代表的事例としてミートホープ社の「食肉偽装事件」⁽²⁾を見てみよう。ミートホープ社は、北海道苫小牧市を中心に活動する食肉加工会社であったが、2007年6月下旬以降、数多くの不正行為の存在が判明し、最終的には会社として存続できなかった。社長の直接の指導の下で、長年にわたり不正行為が行われていたのである。例えば、牛ミンチと偽って鶏肉や豚肉を混ぜていた他、雨水を利用した冷凍肉解凍、細菌検査データのねつ造、賞味期限の度重なる改ざんなどである。つまり同社は、食肉加工業という本業の経営活動を通して消費者に有害で危険な消費生活を押し付けていたことになる。

また、同社は存続が難しくなるや従業員全員の解雇を決めた。従業員にクビをチラつかせて不正行為を強要したうえに、雇用も保障できなかった。さらにこの過程で、取引先や地域社会にも大きな迷惑をかけている。そこには、社会との共生、ステークホルダーの要求・権利の尊重という社会的責任の観点は見られない。そこにあるのは、自らの私的利益追求の視点のみである。

では、このような問題を発生させることなく、企業が社会的に責任ある経営活動を展開するためには、どのようなアプローチが考えられるのだろうか。以下でその問題を考えてみたい。

2. 社会的に責任ある経営活動とは？

①“経営活動のあり方そのものを問い直す”

社会的に責任ある経営のあり方については、多種多様の見解が存在する。ここではまず、この問題について包括的議論を展開してきた谷本寛治氏の見解（『CSR—企業と社会を考える』NTT出版、2006年）を紹介しよう。谷本氏によれば、企業の社会的責任とは「日常の経営活動のあらゆるプロセスに社会的公正性や倫理性、環境や人権への配慮を組み込み、ステークホルダーに対してアカウンタビリティを果たしていくこと」（同書59頁）であるという。そしてその具体的アプローチには、(1) 経営活動のあり方そのものを問い直すこと、(2) 社会的事業の開発（社会的課題を解決する商品・サービスの提供）、(3) 社会貢献活動、という3つの次元があると指摘する。

本稿では、以上の3つの次元のうち、「経営活動のあり方そのものを問い直す」という点に注目したい。これはつまり、開発、調達、生産、販売、あるいは経理、人事など、企業経営に必要な活動全体のあり方を社会的な視点から問い直すものであり、谷本氏によれば、法令遵守のような基礎を固める段階と、より積極的な取り組みを行って新たな社会的価値を創発する段階とがあるという。

いずれにしても、経営活動のなかで社会的責任を果たしていくという考え方は特別なものではない。そのため、社会的事業の開発や地域貢献活動のように目立たない。しかし、次々と発覚する企業の反社会的行為の多くは、企画や開発段階での問題（耐震設計偽装問題）、生産や流通・販売の管理における問題（度重なる偽装表示問題）、従業員に対する人事労務管理の問題（サービス残業や過労死問題）など、日常的な経営活動のなかで発生している。社会や環境を配慮する視点から経営活動を問い直すということは、当たり前のように、きわめて今日的な課題なのである。

②“コンプライアンス”の罣

このように考えると、企業が社会的に責任ある経営を行うためには、まずは法令遵守（いわゆるコンプライアンス）を徹底しなければならない。企業が近年ひき起こしている反社会的行為の多くが、守るべき種々のルール（商法、不正競争防止法、独占禁止法、労働基準法、労働安全衛生法、消費者保護法、製造物責任法、および環境法など）を守らないことから発生していることから、そのように言える。よって、企業の社会的責任とは、法令を遵守することとイコールだと捉える方も多いであろう。

だが、この捉え方には問題点もあるのではないだろうか。例えば、浜辺陽一郎氏（『コンプライアンスの考え方—信頼される企業経営のために』中央公論新社、2005年）によれば、コンプライアンスという言葉は、アメリカでは“何かに従う”という意味があり、それは決して法令に限った狭い意味ではなかったが、日本では法令遵守という狭い意味で利用されているというのである。日本では近年、法令遵守のことを「コンプライアンス」と表現するようになった。そして企業の社会的責任とは、最低限守るべき法令を守るという意味でのコンプライアンスだという論調が形成されている。しかし、コンプライアンスとは本来、社会的規範も含めた広い意味でのルールやモラルに従うことを意味していることを忘れてはならないのではないかと。

つまり、法令遵守は企業の行動基準として重要ではあるが、それはあくまでも当然に守るべき出発点である。企業不祥事などの現状を見れば、法令遵守の徹底を求める声が高まることも当然であるが、最低限守るべき法令に従うことが強調されると、企業の社会的責任がきわめて狭く解釈されてしまう。

高巖氏（『CSR—企業価値をどう高めるか』日本経済新聞社、2004年）も指摘するように、狭義のコンプライアンスは文言としての法令を守るレベルであり、社会的責任を強く感じる企業には、さらに一歩進んで、法令の背景にある基本の考え方まで主体的に実践してもらいたい。つまり、企業経営に必要な活動全体を社会的な視点から問い直すという場合に、法令遵守のように基礎を固めることはもちろん必要であるが、その基礎の上に、より積極的、倫理的な実践が求められるのである⁽³⁾。

③社会的価値を創発する経営の事例

では経営活動において、法令遵守を前提に、より積極的に社会的配慮を組み込むということは、どのような企業経営のことを言うのであろうか。そのあり方は、地域によって、企業の規模や業種によって多種多様であろう。ここでは、社会的責任経営の先駆的事例として広く取り上げられてきた、ザ・ボディショップ社の事例⁽⁴⁾を見てみよう。

ザ・ボディショップは、イギリスの化粧品専門店である。世界50カ国に約2000店舗を展開しており、日本でもデパートやショッピング・モールに160店ほどを展開している。同社が社会的責任という文脈

で広く取り上げられる理由は、「ビジネスと社会変革を事業活動の両輪にする」という創業以来の経営理念を実現するための経営活動にある。同社は経営理念を実現するために、地球環境保護、人権尊重、個性尊重、公正取引の促進、動物実験反対などの5つの価値観（バリューズ）を掲げ、それを経営活動に反映させているのである。

同社では、中長期経営計画や毎年の事業計画、つまり本業の部分における経営計画のなかにこの5つの価値観を実現するための具体的な目標を盛り込んでいるという。もちろん私企業であるから、収益目標を掲げるが、しかし収益をあげるプロセスが価値観と相反するときには、収益目標の達成より価値観の実現を優先するという。このように経営活動に社会的配慮を組み込む取り組みは、本拠地イギリスでは消費者の支持を集めており、かえって新規顧客開拓にも結びついてきたと言われている。

同社が実践してきた具体的行動について見ると、環境保護に関しては、詰め替えボトルの使用や店頭での空き容器回収などが行われてきた。また公正取引促進という点では、経済的に恵まれない地域の生産者を金銭的に支援するのではなく、長期継続的に公正な価格での取引を行うことで地域発展を促してきた。現在でこそ、こうした取り組みを行う企業は多い。しかしザ・ボディショップは、こうした取り組みを世界に先駆けて実践してきたのである。こうした姿勢は、新規フランチャイズ展開時やフランチャイズ契約更新時の審査プロセスにも表れており、同社は5つの価値観を重視した審査を行っているという。経営活動のあらゆるプロセスにおいて社会・環境への配慮を実践している好例である。

このように企業は、法令遵守よりさらに一段上のレベルで、社会への配慮を組み込んだ独自の経営の仕組みを構築することが出来る。また、社会・環境との共生が求められる今日、社会的に責任ある経営を展開することが、かえって企業の競争優位構築にも貢献する可能性が高まっている。

④ 社会貢献活動の留意点

ところで従来、企業の社会的責任といえば、企業の社会貢献活動をイメージする方も多かったのではないだろうか。社会貢献活動はフィランソピー（博愛）とも言われ、それは企業がその事業活動を離れた部分で、地域社会や文化活動に寄付・支援を行うことである。従来から、多くの企業が社会貢献活動のプログラムを実行してきている。

三重県内でも本業の事業活動の傍らで、社会貢献活動に力を入れている企業は多く、それは地域の活性化にとっても有意義なものとなっている。例えば、いなべ市に工場を展開しているトヨタ車体という自動車企業は、自社工場で環境マネジメントを徹底することに加えて、子会社のあるインドネシアで5年間にわたり3000万円の予算を組んで森林造成等を行ってきた。また、国内でも工場や関連会社のある愛知県、三重県などで「国内森づくり支援」を行っているという⁽⁵⁾。

しかし、企業の社会貢献活動については条件付きで評価しなければならない。なぜならば、社会貢献活動だけでは企業の社会的責任を果たしたことはならないからである。企業の社会的責任とは「経済活動で得た付加価値をバランスよくステークホルダーに配分して解決するような問題ではない。この点に注意しなければ、社会貢献活動は行っているが本業の部分で社会的配慮がなされていない企業の存在も、社会的に正当化されてしまう。また利益の配分として社会的責任を捉えると、社会的責任を果たすということが、景気動向などに左右される問題になってしまう。

3. 日本における社会的責任経営の広がり課題

ここまで、企業の社会的責任の内容と方法について検討した。いま企業に求められているのは、経済活動のルールとして定められた法令の遵守を出発点として、自らの経営活動のあらゆる部分を社会（すなわち消費者、従業員、地域住民）や環境に配慮したものに革新していくことである。社会的責任を果たそうとする企業が増えれば、私達の生活はより安全で快適なものになるだろう。では、日本において社会的責任を重視した経営は、どの程度ひろがっているのだろうか。

ここで経済同友会の2006年レポート『日本企業のCSR：進捗と展望』を見ると、専門部署や担当役員の設置など社会的責任経営を促進するための組織体制の整備は調査対象企業の6割で行われている。また、自社の事業活動が環境、人権、地域社会に与える影響を考慮し、その対策について報告書を作成・公開する企業も、製造業大企業レベルでは9割にのぼっている。こうして見ると、社会的責任経営に取り組む企業が着実に増えていっているように見える。しかし、日本企業が社会的責任を十分に果たしていると感じる人は多くないかもしれない。未だに企業への信頼は揺らいでいる。それは、なぜだろうか。

ひとつの要因は、日本企業において進められている社会的責任経営が外向きだということにある。つまり、今日ブームになっている社会的責任経営は、必ずしも日本国内の世論を受けてわき上がってきたものではないのである。社会的責任経営を推進している企業の多くには、(1) 売上高が多く、(2) 海外売上比率および外国人持ち株比率が高く、(3) 環境関連の業種（製造業企業）、という特徴があると

言われている。つまり、グローバルに活動する大手メーカーが、欧米市場から社会的責任を求められたために対応しているとも言えるのである(6)。

また日本の社会的責任経営は、財界団体と大企業が中心になって、「自主性」を強調している点に特徴があるとも言われている。例えば社会的責任経営の推進役を担っている日本経済団体連合会（日本経団連）は、企業の社会的責任の果し方は各企業の自主的な取り組みによって進められるべきだとして、基本的には社会的責任に関する社会的ルールの設定に消極的な立場を表明している。日本経団連が主張する自主性は、本稿が主張するところの「主体的な実践」とは異なるものである。企業の社会的責任は、あくまでもステークホルダーの要求・権利を踏まえることにあり、企業が社会・環境と共生するためのルールづくりは必要不可欠であろう。企業はそれを遵守したうえで、更に積極的な取り組みを展開すべきなのである。もし、日本経団連の主張が、そうしたルールの緩和とセットで展開されているのだとすると、市民の目線からは注意が必要である(7)。

多くの企業が社会的責任を果たすことの重要性を理解し、社会的責任経営を進めつつあることは十分に評価されなければならないが、以上のような根本的な課題も横たわっている。企業の経済活動と社会・環境の共生が保障される民主的なルールを設定し、その上で多くの企業が主体的にステークホルダーに配慮した経営革新を展開するならば、持続可能な社会発展も展望できるかもしれない。

むすびにかえて

日本企業を取り巻く国内状況はこの数年間でも大きく変化してきている。消費活動で企業の社会的責任の問題を意識する市民も増えている。多くの大学の社会科学系学部では、企業の社会的責任に関わる講義が実施されている。非営利組織は、企業活動の監視や企業との協働を通じた社会的要求の実現に努力している。世界の流れを受けて、社会的責任投資（SRI）というタイプの投資活動も増えてきている。

このように、ステークホルダーは企業に対して様々な方法で、自分達の要求・権利を突き付けるようになってきている。こうした状況を基礎に、私たちは企業が社会的責任の果し方というレベルで切磋琢磨する市場社会を構築していかなければならない。

その際、企業に社会的責任を要請するだけでなく、私たちも積極的に企業の取り組みに注目し、それを受け止め、評価していかなければならなくなる。私たち自身が、企業を「社会の一部の企業」として再認識して、「社会を豊かにするための企業を育てていく」という意識を持つことが大切になってきている。企業経営は、専門的な知識・技能と経験を必要とする仕事であるが、その社会的影響の大きさを考えれば、経営者だけに任せておくには重要すぎる社会的問題でもある。

注記

(1) 同公開講座は、2008年7月30日（水）に、三重県生涯学習センター視聴覚室で行われたものである。公開講座には、83名の市民の方が参加してくださり、様々な感想を頂きました。当日参加頂いた皆様、本当にありがとうございました。

(2) ミートホープ社のケースについては、「日本経済新聞」（2007年6月26日付）及び「北海道新聞」（2007年10月26日付）を参照。

(3) この点について高巖『CSR経営—企業価値をどう高めるか』（日本経済新聞社、2004年、26頁）は、「法令は常に現実を後追いするもの」と指摘している。

(4) ザ・ボディショップの事例については、伊吹英子『CSR経営戦略—「社会的責任」で競争力を高める』（東洋経済新報社、2005年）、同社パンフレット「OUR VALUE—環境と社会のためのアクションレポート」、及び同社ホームページ（<http://www.the-body-shop.co.jp/corp/index.html>）参照。

(5) トヨタ車体の事例については、トヨタ車体『CSRレポート2007』を参照。

(6) この点については、谷本寛治『CSR—企業と社会を考える』NTT出版、2006年、41頁。欧米市場における企業の社会的責任に対する要請として次の2つに注目できる。ひとつは国連グローバル・コンパクトである。これは1999年、国連が企業に対して、人権、労働基準、環境の3分野について配慮した経営を行うように提唱したガイドラインである。また欧州委員会は2001年、グリーンペーパーにおいて、企業の社会的責任は法律を超えるものであり且つビジネスのあり方そのものに関わる問題であるとし、企業が社会・環境的関心を事業活動の中に自発的に組み込んでいくこと提起した。

(7) 丸山恵也編著『批判経営学—学生・市民と働く人のために』（新日本出版社、2005年）を参照。

【受入図書一覧】

本研究所で2010年5月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
日本子ども資料年鑑 2010	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所
財務省金融庁要覧 平成22年版	大蔵要覧出版社
データでみる県勢 2010 第19版	(財) 矢野恒太記念会
統計でみる都道府県のすがた 2009	総務省統計局
伊勢年鑑 2010	伊勢新聞社
日本都市年鑑67 平成21年版	全国市長会 編
改正地方財政詳解 平成21年度	(財) 地方財務協会
保険と年金の動向 2009/2010	(財) 厚生統計協会
社会生活統計指標 - 都道府県の指標 - 2010	総務省統計局
国際人権 No. 20	国際人権法学会
平成21年版 環境白書	三重県環境森林部 環境森林総務室
地域研究所年報 第32号	旭川大学地域研究所
中小企業施策総覧 平成21年度	中小企業庁
地方債統計年報 平成21年版	(財) 地方債協会
余暇・レジャー&観光統計年報 2010-2011	(株) 三冬社 編集部
在留外国人統計 平成21年版	(財) 入管協会
平成21年版 犯罪被害者白書	内閣府
地域と住民 第28号	名寄市立大学 道北地域研究所
地方財政白書 平成22年版	総務省
社会保障統計年報 平成21年版	国立社会保障・人口問題研究所
消費者物価指数年報 平成21年	総務省統計局
統計でみる都道府県のすがた 2010	総務省統計局
文部科学統計要覧 平成22年版	文部科学省
文部科学法令要覧 平成22年度版	文部科学法令研究会 監修
社会福祉の動向 2010	社会福祉の動向編集委員会
厚生統計要覧 平成21年度	厚生労働省大臣官房統計情報部
平成21年 地域保健医療基礎統計	厚生労働省大臣官房統計情報部
地方財政要覧 平成21年12月	(財) 地方財務協会
平成21年度 地方交付税制度解説 (補正係数・基準財政収入額篇)	地方交付税制度研究会
市町村別決算状況調 平成20年度	地方財政調査研究会 編

編集後記

地研通信第99号をおおくりいたします。今号は本年度第1号にあたります。毎年のように研究員の研究テーマを紹介させていただきました。今年度は、合計11の個人・プロジェクトが地域の問題に様々な角度からアプローチすることになりました。また、奨励研究員としては梅澤研究員が「津市における乳幼児を持つ母親の食意識について」のテーマで活動します。今年度も研究員一同、地域問題研究に精いっぱい取り組んでまいりますので、地域問題研究所へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今号には「企業の社会的責任を考える」と題する論稿を掲載いたしました。企業が果たすべき責任とは何でしょうか。法令の遵守なのか？地域貢献活動に精を出すことなのか？今回の論稿では、まずは経営活動のあらゆる側面を社会・環境との共生の視点から見直していこうという単純な問題提起をしています。地域の皆様、どのようにお考えになるのでしょうか？是非ともご一読下さい。

(KS)